

オリジナルの 作品を作る

対象教科: 特定教科 (国語 (小説), 音楽 (作曲), 美術 (絵画), 工芸, 体育 (ダンス) など)

「著作権教育」としての学習内容

自分の著作権を意識する

「著作権教育」の学習のねらい

自分の作品にも著作権があることを知る。

- 自分の作品を知ってもらえるチャンスがあることを意識させる。
- 自分の作品が参考にされるかもしれないということを意識させる。
- 自分の作品が持つ権利とその範囲を理解させる。

生徒の活動

- 小説, ポスター, ムービー, 作曲, 工芸, 絵画などの著作物を創作する。
- 他人の作品の模倣ではないオリジナル作品に取り組む。
- 自分の作品が卒業後もサンプルとして残される可能性があることを知る。

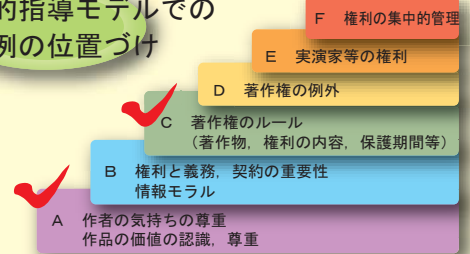
「著作権教育」の指導のポイント

- 自分の作品が他人に「よい影響」を与える可能性があることを意識させる。
- 自分の作品に対して在校中に後輩から「使用するための許諾が欲しい」かどうかを聞いてみる。
- 「自分の作品を他人に見せたくない」という気持ちがあった場合は、なぜそう感じたかを聞いてみる。
- どんな条件があれば自分の作品を学校に残せるのか、なぜそう思うかを聞いてみる。

これだけは！ 押さえない指導内容

- 著作物の権利の範囲と、著作権の一般的な知識を知る。
- 著作物には誰にでも著作権が存在することを自分の体験で知る。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



具体的な展開例

自分が創作したオリジナル作品にも著作権が発生することについて、次のポイントを話し合う。

- 自分が作った（作る）作品にも著作権が発生することを理解させる。
- 「自分が作った作品を他人に見せたくない」と感じた人はいるか、もしそうならば、なぜそう感じたかを聞いて、考えさせる。
- 自分の作品を他人にまねされたくないからとしまい込んでいては、他人に感動を与えることができない。
- その上、他人からの意見や感想を聞くこともできない。自分の作品の公開について考えさせる。
- どんなルールがあれば、自分の作品を広く発表しようという気になるかを考えさせる。
- 作品が守られるための著作権について、その法律の中身を理解させる。

この事例の実践に参考となる教材・資料

(社)著作権情報センター「はじめての著作権講座
著作権って何？」(著作物にはどんな種類がある?)

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html>



(社)著作権情報センター「はじめての著作権講座
著作権って何？」(著作者にはどんな権利がある?)

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime2.html>

